

豊橋市起業支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市起業支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、発展性をもって新たに市内で事業を開始する起業者に対し、起業に係る必要経費の一部を補助することにより、地域経済の活性化や雇用の創出を促し、もって本市の産業振興に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 起業 新しく事業を起こし、市内に事業所を有することをいう。
- (2) 起業の日 法人の場合にあつては会社設立の日、個人事業者の場合にあつては所得税法（昭和40年法律第33号）第229条による開業等の届出における開業日をいう。
- (3) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第五十一号）第二条に規定する者をいう。
- (4) 起業者 事業を営んでいない個人が市内において小規模事業者として起業したものであつて、起業の日より起算して1年を経過していないもの。ただし個人事業者にあつては市内に住所を有すること。
- (5) フランチャイズチェーン 次のいずれにも該当する店舗をいう。
 - ア 他の事業者（以下「本部」という。）から、特定の商標、商号等を使用する権利を付与されている店舗
 - イ 物品販売、サービス提供、その他の事業、経営について、本部からの援助、統制、指導に基づき、統一的な方法により実施されている店舗
 - ウ 上記ア、イの対価として本部に金銭を支払っている店舗
- (6) 補助対象事業 起業者が第2条の目的に即して行う事業をいう。

(補助対象者)

第4条 この補助金は、次の各号のいずれにも該当する起業者に対し、起業に係る必要経費の一部を交付する。ただし、市長が適当でないと認めるものを除く。

- (1) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第26項に規定する特定創業支援等事業による支援を行う者（以下「認定連携創業支援等事業者」という。）によって事業計画の策定に係る指導及び助言を受けており、起業後においても認定連携創業支援等事業者による指導及び助言を継続的に受けること
- (2) 本市に納付すべき市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び鉾産税）を滞納していないこと
- (3) 補助金の交付を受けていないこと
- (4) フランチャイズチェーンでないこと
- (5) 事業内容が射幸心をそそるおそれがないこと、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがないもので、公的な支援を行うことが適当と認められるもの
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定す

る暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている者

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

（補助対象経費）

第5条 この補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、起業に係る経費で、次に掲げるものとする。

- (1) 1単位あたり10万円以上の設備及び備品購入に係る経費
- (2) 広告宣伝に係る経費
- (3) 法人登記に係る経費

2 補助対象経費には、次に掲げるものは含まないものとする。

- (1) 前項1号に掲げるもののうち、汎用性があり補助対象事業の目的以外に使用することが容易なもの。ただし市長が適当であると認めるものを除く。
- (2) 消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額

（補助金の額）

第6条 この補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（国、地方公共団体その他公共的団体から別に助成措置を受けた場合は、補助対象経費から当該助成措置の額を控除した額の2分の1の額）とする。ただし、起業にあたり、法人設立をした場合は50万円、その他の場合は30万円を限度とし、予算の定める範囲内で交付するものとする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（交付の申請）

第7条 規則第4条第1項の規定による交付の申請は、豊橋市起業支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、起業の日から1年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては登記事項証明書、個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- (2) 従業員数を証明する書類の写し
- (3) 経費の支払等を証明する書類の写し
- (4) 認定連携創業支援等事業者が発行する特定創業支援等事業相談カルテ（様式第2）、又はこれに準ずるもの
- (5) 認定連携創業支援等事業者による指導及び助言を受け作成した起業から3年以上の事業計画書
- (6) 給与所得の源泉徴収票の写し、又は所得証明書
- (7) 国の小規模事業者持続化補助金事業の申請書
- (8) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び額の確定）

2 前項における補助金の申請は、一の申請者につき1回限りとする。

第8条 規則第5条第2項の規定による交付決定通知及び規則第11条の規定による交付額確定通知は、豊橋市起業支援事業費補助金交付決定・確定通知書（様式第3）によるものとする。

（事業状況の報告）

第9条 市長は補助対象者に対し、第8条の補助金交付決定の日より1年ごとに3年まで事業状況の報告を求めることができる。報告は認定連携創業支援等事業者が作成した豊橋市起業支援事業費補助金に係る事業状況報告書（様式第4）によるものとする。

(財産処分の制限)

第 10 条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産のうち、次に掲げる財産を市長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(1) 不動産の従物

(2) 機械、重要な器具その他の重要な財産で、取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上のもの

(3) 第 5 条第 2 項第 1 号により市長が適当であると認めたもの

2 前項各号に掲げる財産について、補助金を交付した日の属する会計年度の終了後 3 年を経過した場合は、前項の規定は適用しない。

3 補助事業者が第 1 項の規定により市長の承認を得て処分したことにより収入があったときは、市長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(減額取消等)

第 11 条 市長は、補助金を受け又は受けようとする者が次の各号の一に該当するときは、補助金を交付せず、又は減額し、若しくは全部又は一部を返納させることができる。

(1) 創業した事業を廃止し、若しくは休止の状態にあり、事業再開の見通しが立たないと認められるとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金を受け、又は受けようとしたとき。

2 前項各号について、補助金を交付した日の属する会計年度の終了後 3 年を経過した場合は、前項の規定は適用しない。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に起業した者について適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に起業した者について適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 29 年 4 月 1 日付改正後の第 9 条の規定は、この要綱の施行の日以後に提出を受ける報告から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 10 条第 1 項 2 号の規定は、この要綱の施行の日以後に同条第 2 項に規定する日を迎えるものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 11 条の規定は、この要綱の施行の日以前に申請したもので、決算を 3 期迎えていないものについても適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の各要綱の規定により作成されている様式は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前に第 8 条の交付決定通知及び交付額確定通知を受けたものは、第 9 条の事業状況の報告については従前のおりとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。